

# 総務委員会

## 委員一覧（25名）

委員長	藤末 健三	(民主)	主濱 了	(民主)	藤川 政人	(自民)
理事	加賀谷 健	(民主)	武内 則男	(民主)	山崎 力	(自民)
理事	吉川 沙織	(民主)	難波 煙二	(民主)	石川 博崇	(公明)
理事	片山 さつき	(自民)	林 久美子	(民主)	寺田 典城	(みん)
理事	金子 原二郎	(自民)	磯崎 陽輔	(自民)	山下 芳生	(共産)
理事	木庭 健太郎	(公明)	片山 虎之助	(自民)	又市 征治	(社民)
	相原 久美子	(民主)	岸 宏一	(自民)	森田 高	(国民)
	江崎 孝	(民主)	世耕 弘成	(自民)		
	行田 邦子	(民主)	中西 祐介	(自民)		

(24. 2. 8 現在)

### （1）審議概観

第180回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案6件（うち本院先議1件、衆議院継続1件）、本院議員提出法律案2件（うち本院継続1件）、衆議院提出法律案4件（うち総務委員長提出1件）、承認案件1件の合計13件であった。

このうち、内閣提出法律案、衆議院提出法律案及び承認案件はいずれも可決または承認した。本院議員提出法律案はいずれも審査未了となった。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案等の審査〕

**公務員制度 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案**は、平成23年9月の人事院勧告に鑑み、一般職職員の俸給表の平均0.23パーセント引下げ改定等を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人事費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給

に当たって、平成26年3月31までの間平均7.8パーセントの減額支給措置等を講ずるものである。なお、衆議院において地方公務員の給与について、地方公務員法及び本法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする規定を附則に追加する修正が行われている。

委員会においては、衆議院議員稻見哲男君から法律案の趣旨説明を、衆議院議員坂本哲志君から衆議院における修正部分の説明を聴取した後、地方公務員の給与への影響、政府が人事院勧告実施に取り組まなかった理由、人事院勧告を経ない給与削減の憲法上の問題等について質疑を行った。質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

**地方行財政・消防 東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**は、平成23年度の第2次補正予算及び第4次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を同年度内に交付しないで、

平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるることとするものである。

委員会においては、補正予算で増額した地方交付税を翌年度に繰り越す理由、地方長期債務残高の償還の在り方、除雪に係る経費に対する特別交付税措置等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

**地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案**は、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、平成24年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、当せん金付証票の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、わがまち特例を含めた課税自主権の拡大、公庫債権金利変動準備金の活用の在り方、震災復興特別交付税の今後の見通し等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決した。

**消防法の一部を改正する法律案**は最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の

向上を図る等のため、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、統括防火管理者に係る改正による防火管理の実効性の向上、検定業務への民間参入の是非、消防職員の充足率向上のための国の支援等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

**東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起こすことができる期間を延長しようとするものである。

**過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案**は、東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を5年間延長しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、合併算定替の期間経過後における交付税算定の在り方、合併市町村と非合併市町村の財政措置上の均衡、過疎対策事業債及び合併特例債の運用弾力化等について質疑を行い、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決した。

**地方自治法の一部を改正する法律案**は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るために、議会の招集手続及び会期制度並びに再議及び専決処

分の制度の見直し等の措置を講ずるとともに、直接請求に必要な署名数要件の緩和を行い、あわせて国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合の制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。なお、衆議院において、百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化、政務調査費の名称の変更等、普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加等の修正が行われている。

**大都市地域における特別区の設置に関する法律案**は、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けるため、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、通年議会を選択した地方公共団体における円滑な行政運営の確保、政務調査費制度の改正の趣旨、特別区設置法案と地方制度調査会における議論の関係等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、地方自治法一部改正案に対し附帯決議が付された。

**郵政改革 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案**は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとするものである。

委員会においては、中西健治君発議に

係る郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案と一括して議題とし、発議者及び関係大臣等に質疑を行うとともに、参考人を招致してその意見を聴取した。

委員会においては、本改正案による国民の利便性の向上、金融のユニバーサルサービス確保策、金融二社の新規業務規制の在り方等について質疑が行われた。郵政民営化法等改正案について質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

**N H K 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるN H K 平成24年度予算）**は、収支予算では一般勘定事業収支において収入・支出とも6,489億円となっており、事業計画では、受信料値下げを実施し、サービスの充実や増収に向けて取り組むとともに、東日本大震災を踏まえた公共放送の機能強化等に取り組むこととしている。

委員会においては、今後の公共放送の在り方、災害時に備えた放送機能強化の必要性、受信料収入還元の考え方、国際放送の強化に向けた取組等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認した。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

**2月16日**、千葉県における地域経済、情報通信及び液状化被害に関する実情調査のため、千葉市役所、N H K 千葉放送局及び千葉県庁に視察を行った。

**3月15日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について川端総務大臣から、郵政改革の基本施策に関する件について自見国

務大臣から、それぞれ所信を聴取し、平成24年度総務省関係予算に関する件について松崎総務副大臣から、平成24年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

**3月22日**、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成24年度人事院業務概況に関する件について、災害時における国、都道府県及び基礎自治体の役割分担、国家公務員の新規採用抑制が若年層の雇用及び公務職場に与える影響、復興交付金に係る自治体の事業計画及び査定結果のディスクロージャーの必要性、郵政民営化委員会の意見書に対する郵政改革担当大臣の見解等の質疑を行った。

また、平成24年度地方財政計画に関する件について川端総務大臣から概要説明を聴取した後、黄川田総務副大臣から補足説明を聴取した。

**3月28日**、予算委員会から委嘱を受けた、平成24年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予

算の審査を行い、広域連合に対する国の出先機関の事務・権限委譲の在り方、地方消費税を引き上げた場合の税源の地域間偏在、Jアラート（全国瞬時警報システム）の整備状況と活用範囲の拡大、地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能の拡充の必要性等の質疑を行った。

**3月29日**、自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

**4月10日**、地上デジタルテレビジョン放送の送信環境整備等に関する実情調査のため、東京スカイツリーの視察を行った。

**6月14日**、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、郵政民営化について松下国務大臣の説明を聴取した後、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分、環太平洋パートナーシップ協定及び郵政事業、日本郵政グループの経営の在り方、消防法の改正等、自治体における生活保護不正受給対策の在り方等について質疑を行った。

## （2）委員会経過

### ○平成24年2月8日(水)（第1回）

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について川端総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、藤田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

### [質疑者]

藤川政人君（自民）、中西祐介君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）  
(閣法第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、社民、国民党

反対会派 共産

### ○平成24年2月23日(木)（第2回）

- 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員稻見哲男君から趣旨説明

を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員坂本哲志君から説明を聴いた。

○平成24年2月28日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 参考人の出席を求めることが決定した。
- 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員稻見哲男君、同石田真敏君、同平井たくや君、同稻津久君、同逢坂誠二君、修正案提出者衆議院議員西博義君、川端総務大臣、江利川人事院総裁、政府参考人及び参考人日本国家公務員労働組合連合会中央執行委員長宮垣忠君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

江崎孝君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、宇都隆史君(自民)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

(衆第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、国民  
反対会派 共産、社民

○平成24年3月15日(木)(第4回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について川端総務大臣から所信を聴いた。
- 郵政改革の基本施策に関する件について自見国務大臣から所信を聴いた。
- 平成24年度総務省関係予算に関する件について松崎総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成24年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から説明を聴いた。

○平成24年3月22日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 参考人の出席を求めることが決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成24年度人事院業務概況に関する件について川端総務大臣、自見国務大臣、黄川田総務副大臣、末松復興副大

臣、中塚内閣府副大臣、辻厚生労働副大臣、津島国土交通大臣政務官、加藤外務大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社専務執行役中城吉郎君及び同株式会社専務執行役佐々木英治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

加賀谷健君(民主)、山崎力君(自民)、片山さつき君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

- 平成24年度地方財政計画に関する件について川端総務大臣から概要説明を聴いた後、黄川田総務副大臣から補足説明を聴いた。

○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

以上両案について川端総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成24年3月27日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
  - 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)
  - 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)
- 以上両案について川端総務大臣、五十嵐財務副大臣、横光環境副大臣、黄川田総務副大臣、吉田国土交通副大臣、福田総務大臣政務官、郡大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

武内則男君(民主)、江崎孝君(民主)、藤川政人君(自民)、片山虎之助君(自民)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

○平成24年3月28日(水)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることが決定した。
- 平成二十四年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十四年度特別会計予算(衆議院送付)

**平成二十四年度政府関係機関予算（衆議院送付）**

（内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く））について川端総務大臣、黄川田総務副大臣、後藤内閣府副大臣、福田総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、江利川人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西祐介君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成24年3月29日(木)（第8回）

- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について野田内閣総理大臣、川端総務大臣及び園田内閣府大臣政務官に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

林久美子君（民主）、金子原二郎君（自民）、木庭健太郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）  
(閣法第13号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、国民

反対会派 共産

(閣法第14号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、社民、国民

反対会派 共産

- 自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めるの件（閣法第49号）（衆議院送付）

について川端総務大臣から趣旨説明を、参考

人日本放送協会会长松本正之君から説明を聴き、同大臣、中根経済産業大臣政務官、森田総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会长松本正之君、同協会専務理事金田新君、同協会理事石田研一君、同協会経営委員会委員長數土文夫君、同協会技師長・専務理事永井研二君、同協会理事大西典良君及び同協会理事今井環君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

加賀谷健君（民主）、吉川沙織君（民主）、武内則男君（民主）、片山さつき君（自民）、礒崎陽輔君（自民）、金子原二郎君（自民）、山崎力君（自民）、藤川政人君（自民）、片山虎之助君（自民）、木庭健太郎君（公明）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）  
(閣法第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、社民、国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成24年4月17日(火)（第9回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第49号）について川端総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成24年4月19日(木)（第10回）

- 政府参考人の出席を求めるの件（閣法第49号）について川端総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

相原久美子君（民主）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）  
(閣法第49号)

賛成会派 民主、公明、みん、共産、社民、国民

反対会派 なし

欠席会派 自民

なお、附帯決議を行った。

- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案  
(衆第6号) (衆議院提出)について発議者衆議院議員武正公一君から趣旨説明を聴き、郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)について発議者参議院議員中西健治君から趣旨説明を聴いた。

また、以上両案について参考人の出席を求ることを決定した。

#### ○平成24年4月24日(火)(第11回)

- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案  
(衆第6号) (衆議院提出)  
郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

##### [参考人]

東洋大学経営学部教授 石井晴夫君  
一般社団法人全国地方銀行協会会长 中西勝則君  
社団法人生命保険協会会长 筒井義信君  
郵政産業労働組合中央執行委員長 廣岡元穂君

##### [質疑者]

林久美子君(民主)、片山さつき君(自民)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。

- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案  
(衆第6号) (衆議院提出)

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

以上両案について発議者参議院議員中西健治君、発議者衆議院議員武正公一君、同山花郁夫君、同田島一成君、同赤澤亮正君、同森山

裕君、同斎藤鉄夫君、自見国務大臣、川端総務大臣、山口外務副大臣、中塚内閣府副大臣、山根外務副大臣、森田総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社専務執行役中城吉郎君、同株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君、同株式会社専務執行役斎尾親徳君及び同株式会社常務執行役篠田政利君に対し質疑を行った。

##### [質疑者]

行田邦子君(民主)、難波獎二君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、片山虎之助君(自民)、片山さつき君(自民)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治(社民)

#### ○平成24年4月26日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。

- 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案  
(衆第6号) (衆議院提出)

- 郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

以上両案について発議者衆議院議員赤澤亮正君、同武正公一君、同森山裕君、同斎藤鉄夫君、同田島一成君、同山花郁夫君、川端総務大臣、自見国務大臣、長浜内閣官房副長官、中塚内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君、同株式会社専務執行役斎尾親徳君及び同株式会社専務執行役中城吉郎君に対し質疑を行い、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(衆第6号) (衆議院提出)について討論の後、可決した。

##### [質疑者]

吉川沙織君(民主)、金子原二郎君(自民)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

##### (衆第6号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民、国民  
反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

### ○平成24年6月14日(木) (第13回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 郵政民営化に関する件について松下国務大臣から説明を聴いた。
- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分に関する件、環太平洋パートナーシップ協定及び郵政事業に関する件、日本郵政グループの経営の在り方にに関する件、消防法の改正等に関する件、自治体における生活保護不正受給対策の在り方にに関する件等について松下国務大臣、川端総務大臣、中塙内閣府副大臣、大島総務副大臣、津田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役斎尾親徳君に対し質疑を行った。

[質疑者]

- 主濱了君(民主)、山下芳生君(共産)、木庭健太郎君(公明)、寺田典城君(みん)、又市征治君(社民)、片山さつき君(自民)
- 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第9号)(衆議院送付)について川端総務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成24年6月19日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長原口一博君から趣旨説明を聴いた。
- 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第9号)(衆議院送付)

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院総務委員長代理谷公一君、同皆吉稻生君、川端総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

相原久美子君(民主)、金子原二郎君(自

民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)

(第179回国会閣法第9号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、社民、国民

反対会派 なし

(衆第16号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、社民、国民

反対会派 なし

### ○平成24年8月28日(火) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について川端総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員橋慶一郎君から説明を聴き、  
大都市地域における特別区の設置に関する法律案(衆第28号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢坂誠二君から趣旨説明を聴き、  
地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)

大都市地域における特別区の設置に関する法律案(衆第28号)(衆議院提出)

以上両案について発議者衆議院議員松浪健太君、同佐藤茂樹君、同柿澤未途君、同山花郁夫君、発議者・修正案提出者衆議院議員逢坂誠二君、同福嶋健一郎君、修正案提出者衆議院議員橋慶一郎君、同石田真敏君、同稻津久君、川端総務大臣、稻見総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

山崎力君(自民)、磯崎陽輔君(自民)、木庭健太郎君(公明)、主濱了君(生活)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)、行田邦子君(み風)

(閣法第60号)

賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、み風、国民

反対会派 共産、社民  
(衆第28号)

賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、  
み風、国民

反対会派 共産、社民

なお、地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第60号)（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成24年9月7日(金) (第16回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 委員会決議

#### —自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築 及び東日本大震災への対応に関する決議—

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

二、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

三、国の制度と地方単独事業によって社会保障全体が持続可能なものとなっていくことに鑑み、社会保障関係費の大幅な自然増が続く中、引き続き地方公共団体が社会保障分野において担っている役割を十分果たせるよう、必要な財源を確保すること。

四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五、地方債制度及びその運用については、平成24年度から民間資金に係る地方債届出制度が導入されることも踏まえ、地方債のリスク・ウェイトを零とする現行の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

六、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用は、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。

七、東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応に万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ、所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

八、当せん金付証票については、今回の制度改正の円滑な実施及び消費者の利便性の向上に努めるとともに、ガバナンスの強化及び業務全般にわたる競争性・効率性の確保に向け、発売団体に対し適切な助言等を行うこと。

九、地域自主戦略交付金については、国と地方の協議の場等を通じて地方の意見を十分踏まえながら、より一層の拡充を図り、その自由度を高めるとともに、これへの移行を契機として国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

右決議する。